

# 農業委員会の最適化活動等について

令和4年4月

**農林水産省**

経 営 局

# 1. 農業委員会の最適化活動に係る目標の設定等

## 規制改革実施計画

(令和3年6月18日閣議決定) 抜粋

a 農林水産省は、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律・・・(中略)・・・附則第51条第2項に基づき、**全ての農業委員会で最適化活動に係る目標**を定めるとともに、推進委員等が、毎年度、具体的な活動を記録し、農業委員会において評価の上、その結果を公表する仕組みを構築する。

b 農林水産省は、農業委員会の活動についての情報開示に基づき、**推進委員等**が農業委員会法に規定する者としてふさわしいかを評価・判断し、適切な人材を確保する仕組みを構築する

【令和3年度措置】

## 実施計画を踏まえた対応

- **推進委員等の最適化活動の内容・成果**は、地域の農業者に対して「見える化」することが重要
- また、任期が3年の推進委員等の任命・委嘱に当たっては、**活動実態及び成果を明らかにした上で、農業委員会法に規定する者として相応しいかを判断**する必要
- このため、本年2月、以下の仕組みを内容とする経営局長通知を発出
  - ① 農業委員会が、**毎年度、最適化活動**(農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進)に係る目標を設定
  - ② **全ての推進委員等**が、最適化活動の内容を記録簿に記録
  - ③ 農業委員会が、②の記録簿を基に活動実績と目標達成状況を**点検・評価し、公表**
  - ④ 農業委員会が、③の点検・評価結果を考慮し、**推進委員等を委嘱・任命**

## 2. 通知の具体的な内容

### 1 目標設定

- 農業委員会は、毎年度、最適化活動に係る目標を設定

#### 1 農業委員会の目標

- (1) 成果目標（農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進）

- ① 農地の集積
  - ・ 最適化指針の目標集積率が**80%以上の場合、その目標**
  - ・ **上記以外**の場合は、**都道府県の基本方針の集積目標**
- ② 遊休農地の解消
  - ・ 令和3年度時点の**遊休農地面積**（草刈り等が必要な緑区分）を**5年間で解消**等
- ③ 新規参入の促進
  - ・ 新規参入者に**貸付可能な農地**（直近3年間の権利移動面積平均の1割以上）を**公表**

- (2) 活動目標（活動強化月間の設定、新規参入相談会への参加）

- ① **活動強化月間**を年3月以上設定
- ② 県等が実施する**新規参入相談会**に推進委員等が参加

#### 2 推進委員等の目標

- ① 推進委員等の**担当区域**ごとの1の(1)の成果目標
- ② 活動日数目標

農業委員会系統組織における**統一的な取組として設定**

昨年12月2日全国農業委員会会長代表者集会における  
申し合わせ事項：月当たり概ね10日

### 2 活動の記録

- 推進委員等は最適化活動の内容を記録簿に記録

### 3 点検・評価、判断

- 農業委員会は各推進委員等の記録簿を基に活動実績と目標達成状況を点検・評価

### 4 公表・報告

- 農業委員会は点検・評価の結果を公表

### 5 委嘱・任命

- 農業委員会は点検・評価結果を考慮し、次の推進委員等を委嘱・任命

### 3. 農業委員と推進委員の役割分担

#### 規制改革実施計画

(令和3年6月18日閣議決定) 抜粋

c 農林水産省は、農地利用の最適化の推進に向けた農業委員会（農業委員、推進委員）・・・（中略）・・・の在り方に関するガイドラインを発出し、周知徹底する。

【令和4年度措置】

#### 実施事項を踏まえた対応

- 本年2月、以下の事項について経営局長通知を発出
  - ① 最適化活動の推進に当たり、農業委員会は、**推進委員及び農業委員の役割分担を定め**た上で、推進委員及び農業委員がその役割に即して密接に連携することが適当  
**推進委員**は各担当区域内において、農地の出し手及び受け手の意向の把握等の**最適化活動を実施**、**農業委員**は、**推進委員の最適化活動の実施状況を把握**した上で、**推進委員に対して必要な支援**を行うという役割分担が基本
  - ② **中立委員**には、**弁護士、司法書士その他の法令、行政等に知見を有する者**や**農業分野以外の視点を持った者**を任命することが適当。  
適当な候補者がいない場合は日本政策金融公庫の**農業経営アドバイザー**その他の**農業者に対する支援を行っている人材**を中立委員として任命することも検討
- また、「**第5次男女共同参画基本計画**」（令和2年12月閣議決定）で「**農業委員に占める女性の割合を令和7年度までに30%**とすること」等とされていることを踏まえて、昨年8月、**農業委員への女性登用の推進**等を内容とする経営局長通知を発出

## 4. 農業委員会と関係機関の役割分担、農地の利用集積の大幅向上

### 規制改革実施計画

(令和3年6月18日閣議決定) 抜粋

c 農林水産省は、農地利用の最適化の推進に向けた農業委員会・・・(中略)・・・と市町村・農地中間管理機構等関係機関との役割・責任分担及び連携の在り方に関するガイドラインを発出し、周知徹底する。

【令和4年度措置】

d 農林水産省は、令和5年に全耕地面積の8割を担い手へ集積するという目標と現状(令和元年末 57.1%)の乖離が著しいことなどを踏まえた、農地の利用集積の大幅向上に向け、農地の集約化に重点を置いて、地域が目指すべき将来の具体的な農地利用の姿を「目標地図」として明確化するとともに、人・農地プランの「目標地図」の実現に向けて、農地中間管理機構を軸として、関係機関の側からの働きかけ等を行い、体系的に貸借を、農作業受委託も含め、強力に促進すること等を検討し、結論を得る。

【令和3年検討・結論、結論を得次第順次措置】

### 実施事項を踏まえた対応

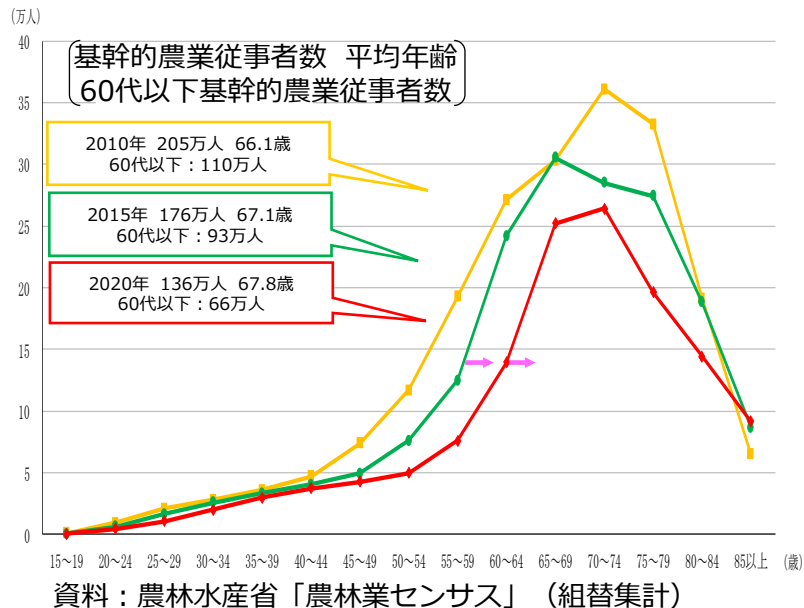
- 今後、高齢化・人口減少が本格化し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される中、農地が利用されやすくなるよう、**農地の集約化等に向けた取組の加速化**が必要
- このため、令和4年3月8日、**地域の農業者等による話合い**の結果を踏まえ、
  - ① 将来の農業の在り方等を定めた**地域計画(目標地図を含む)**を策定すること
  - ② 地域計画の達成に向けた**農地バンクを活用した農地の貸借等を促進**すること等を内容とする「**農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案**」を閣議決定

## 5. 改正基盤法の概要

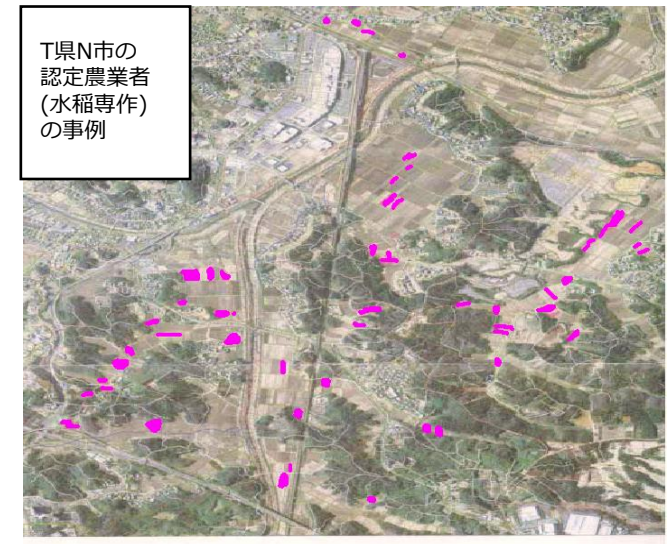
### (1) 法律案の背景

- 我が国において、**高齢化・人口減少が本格化する中で、農業者の減少や耕作放棄地の拡大**がさらに加速化し、**地域の農地が適切に利用されなくなる懸念**
- 生産の効率化やスマート農業の展開等を通じた農業の成長産業化に向け、地域において、**農地が利用されやすくなるよう、目指すべき将来の具体的な利用の姿等**を描き、**分散錯圃の状況を解消して、農地の集約化等**を進めるとともに、**人の確保・育成を図る措置**を講ずることが必要

#### ○ 基幹的農業従事者の減少と高齢化が進展



#### ○ 担い手であっても経営農地が小さな区画で分散（分散錯圃）



経営面積16.4haが、70か所に分散して存在  
最も離れている農地間の直線距離は5km



## (2) 地域計画（人・農地プラン）の策定

- **市町村**は、地域における農業の将来の在り方等について、**協議の場**を設け、協議の結果を踏まえ、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、「**地域計画**」（人・農地プラン）を策定

### 地域で農業の将来の在り方等を協議

市町村は、**自然的経済的社会的諸条件**を考慮した**区域ごと**に、**農業者・農業委員会・農地バンク・JA・土地改良区**等の関係者による**協議の場**を設置し、次を話し合い

- ① 区域における**農業の将来の在り方**
- ② 区域における**農業上の利用が行われる農用地等の区域**（※）
- ③ その他**農用地の効率的かつ総合的な利用**を図るために必要な事項



※協議の中で、（緑）農業上の利用が行われる区域と（茶）保全等・林地化を進める区域に整理  
緑の区域：農業経営基盤強化法に基づく地域計画へ  
茶の区域：農山漁村活性化法に基づく活性化計画へ

市町村は、協議の結果を公表

### 市町村が地域計画を策定

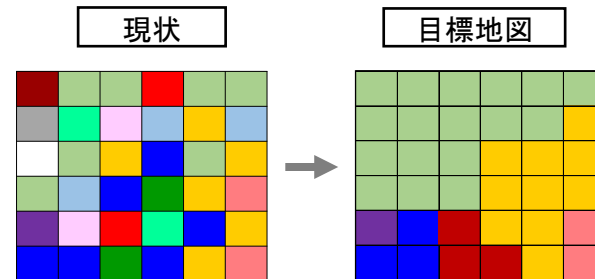
○市町村は、次を定めた地域計画（案）を作成

- ①地域計画の**区域**
- ②①の区域における**農業の将来の在り方**
- ③②に向けた**農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標**等

○市町村は、③の目標として、**農業を担う者ごとに利用する農用地等**を定め、これを**地図に表示**（「**目標地図**」）

○目標地図の**素案**は、**農業委員会**が市町村の求めを受けて作成

※目標地図のイメージ



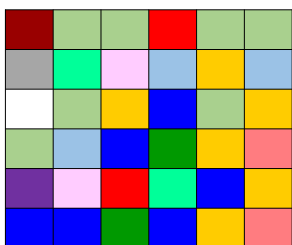
農業委員会・農地バンク・JA・土地改良区等の意見を聴取等

市町村は、地域計画を公告

### (3) 目標地図の作成

- 農業委員会は、**農業者の意向等**の情報を勘案して、農地バンク、JA、土地改良区等の**関係者の協力**を得て、**目標地図の素案**を作成し、市町村に提出
- 目標地図を含め地域計画は、**施行期日から起算して2年を経過する日**までの間に作成  
(周知期間と合わせて**3年程度の作成期間**を設定)

#### ①現状地図



農地関係の情報を一筆ごとに表示できる**デジタル地図**(eMaff地図)を活用

##### <現状に係る情報>

- ・所有者の氏名・住所
- ・農地の所在・地目・面積
- ・農地の権利関係
- ・耕作者の氏名
- ・遊休農地かどうか
- ・農地バンクへの貸付状況

等

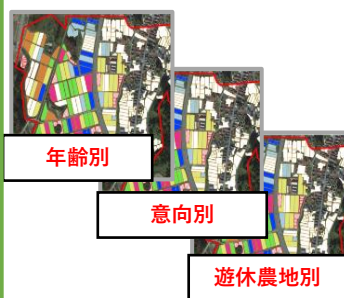
タブレットでeMaff地図に  
情報送信

国が設定した全国統一の項目  
をタッチパネルで入力

**農業委員会(推進委員等)**  
が**出し手・受け手の意向等**  
を把握

- ・出し手と受け手の年齢・耕作状況・後継者の有無
- ・出し手のリタイアの意向・機械所有の状況
- ・受け手の規模拡大(地域外を含む)・集約化の意向
- ・出し手と受け手の作業受委託の状況・意向

#### ②農業者の意向等の情報を①の地図に追加して反映



農業者の意向等の情報を基に現状及び今後の見通し等について**分析できる地図**を作成可能に

##### <現状に係る情報>

- ・出し手・受け手の年齢
- ・出し手・受け手の意向
- ・後継者の有無

等

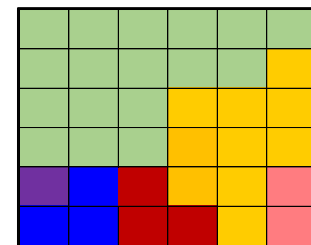
eMaff地図上で  
ワンクリックで何通りもの地図を作成可能

**農業委員会**は、農業者の意向等を勘案し、農地の集約化等効率的かつ総合的な利用を図る観点から、**目標地図の素案**を作成

農地バンク等の関係者は、農業委員会に対し、**必要な情報の提供等の協力**

- ・農地バンクは、増員した現地コーディネーターにより、地域外の受け手候補の情報等を把握・提供
- ・JAは、組合員の経営意向を提供
- ・土地改良区は、管内の土地改良事業、水利施設の情報を提供

#### ③目標地図



**10年後に目指すべき農地利用の姿**を地図に表示

・受け手がいない地域では、当面、例えば

- ① 多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金の活動組織
  - ② JA等のサービス事業体等の農作業受委託を活用
- ・受け手が直ちに見つからない等最終的な合意が得られなかった農地については、作成後も随時調整しながら反映



## (4) 地域計画（目標地図）の達成に向けた取組①

- 今後は、地域の共通の目標である地域計画（目標地図）の達成に向けて、農業委員会が中心となって、関係機関が連携して取組を推進
- 農地バンクは、分散している農地をまとめて引き受けて、一団の形で受け手に再配分する機能を有し、農家負担ゼロの基盤整備事業・地域集積協力金等も活用し、これによる集約化等の取組（従来の貸借＋農作業受委託）を促進

### 地域計画の策定

農業委員会による目標地図（素案）を基に、市町村は地域計画を策定

### 具体的な貸付け等の働きかけ（通常）

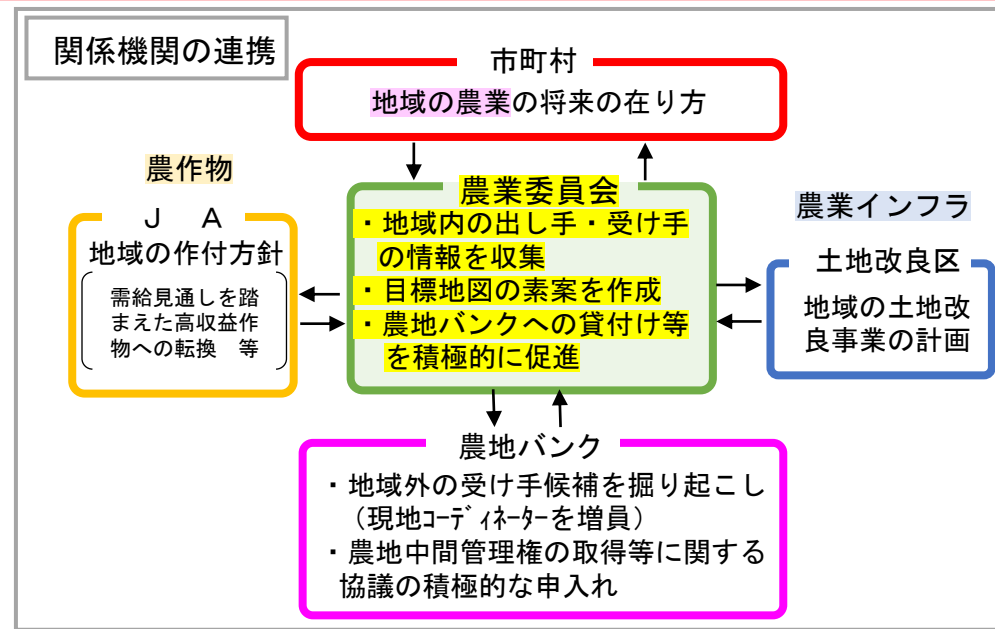
農業委員会が中心となって、地域計画の達成に向けて、関係機関が連携して、農地バンクへの貸付け等の働きかけを実施

〔農地バンクは、公募を前提に事業を行ってきたことに替えて、地域計画の達成に資するよう事業を実施〕

- ◆ 農業委員会は、地域計画の達成に向けて、農地バンクへの貸付け等を積極的に促進
- ◆ 農地バンクは、所有者等に対して農地中間管理権の取得等に関する協議を積極的に申入れ
- ◆ 市町村は、農地バンクへの利用権の設定等が必要と認めるときは、所有者等に農地バンクと協議すべき旨を勧告

### 権利の設定等

- 農業委員会の意見を聴いて、農地バンクは、貸借や農作業受託等について定める農用地利用集積等促進計画を策定（現行の農地バンクの農用地利用配分計画と市町村による農用地利用集積計画を統合）
- 農業委員会は、同計画を定めるべき旨を農地バンクに要請でき、農地バンクは要請内容を勧告して計画を策定
  - ・農用地利用集積等促進計画の添付書類の簡素化や事務処理の迅速化を実施
  - ・都道府県条例の改正による都道府県知事の認可権限の市町村長への委譲も可能



## (4) 地域計画（目標地図）の達成に向けた取組②

- 地域計画（目標計画）の達成に向けた取組を推進するため、農地中間管理機構関連事業（農家負担ゼロの基盤整備事業）の特例や、遊休農地・所有者不明農地に対する利用権設定期間の引上げ等を措置

### 農地中間管理機構関連事業（農家負担ゼロの基盤整備）の特例等

#### [現行]

- ① 農地バンクが借り受けている農用地が対象
- ② 対象事業は、区画整理・農用地造成のみ

#### [見直しの内容]

- ① 地域計画の区域内で、農地バンクが農作業等を受託している農用地も対象に追加

#### [農地の集約化が進んだ事例]



（土地改良法の一部を改正する法律案）

- ② 対象事業に農業用排水施設、農業用道路等の整備を追加

### 遊休農地・所有者不明農地に対する利用権設定の見直し

#### [現行]

- 遊休農地・所有者不明農地について、都道府県知事の裁定により農地バンクに利用権を設定する場合、期間の上限は20年

#### [見直しの内容]

- 裁定により農地バンクに設定される利用権の期間の上限を20年から40年に引上げ、農地の受け手のニーズに応じた長期間の貸付けが可能に

#### [遊休農地が解消された事例]



### 農用地区域からの除外に係る要件の追加

#### [現行]

- 農地転用のための農用地区域からの除外は、農用地以外の土地とすることが必要かつ適当で農用地区域以外に代替すべき土地がないこと等の要件を満たす必要

#### [見直しの内容]

- 農地転用のための農用地区域からの除外の要件に「地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがない」と認められること」を追加

### 農地利用最適化推進指針の策定

#### [現行]

- 農業委員会は、農地利用の最適化の推進（農地の集積・集約化、遊休農地の解消等）について、推進の目標及び方法を定めた指針（農地利用最適化推進指針）を定めるよう努めなければならない

#### [見直しの内容]

- 農業委員会は、農地利用最適化推進指針を定めなければならない

## 6. 遊休農地に係る利用意向調査

### 規制改革実施計画

(令和3年6月18日閣議決定) 抜粋

e 農林水産省は、所有者への利用意向調査について、全遊休農地が調査の対象となるよう、農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）を改正するとともに、農地中間管理機構による農地の貸借を促進する。

#### 【措置済み】

### 実施事項を踏まえた対応

- 令和3年度の利用意向調査から、**被災した農地を除く全遊休農地を対象**に調査を実施するよう、農地法施行規則を改正し、**第77条第1号を削除**（令和3年4月1日施行）

改正後	改正前
<p>(利用意向調査の対象とならない農地)</p> <p>第七十七条 法第三十二条第六項の農林水産省令で定める農地は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(削る。)</p> <p>二 農地中間管理事業の推進に関する法律第二十条(第二号に係る部分に限る。)の規定により農地中間管理権に係る賃貸借又は使用貸借の解除がされたもの</p> <p>三 (略)</p>	<p>(利用意向調査の対象とならない農地)</p> <p>第七十七条 法第三十二条第六項の農林水産省令で定める農地は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>二 <u>法第三十五条第二項ただし書の規定による通知に係るもの</u></p> <p>二 農地中間管理事業の推進に関する法律第二十条の規定により農地中間管理権に係る賃貸借又は使用貸借の解除がされたもの</p> <p>三 (略)</p>

- 令和3年12月に取りまとめた「人・農地など関連施策の見直しについて」を踏まえ、農地バンクが、目標地図内の農地を、**遊休農地・所有者不明農地も含め**、幅広く引き受けるよう、その運用を見直す考え

## 7. 農地情報のデジタル化

### 規制改革実施計画

(令和3年6月18日閣議決定) 抜粋

f 農林水産省は、デジタル技術を活用した遊休農地を含めた全農地のステータスの見える化として、農地情報公開システムの情報（農地の権利移動）に加え、農作物、作付面積等農地に関する各種情報が一元管理される農林水産省地理情報共通管理システムの開発を行い、令和4年度からの運用を目指す。

【令和4年度措置】

### 実施事項を踏まえた対応

- 農地情報の見える化を図るため、令和4年度から、**農林水産省地理情報共通管理システム(eMAFF地図)**の運用を開始
- 令和4年度は、**農地台帳**に加え、**一部の市町村の水田台帳**の情報をeMAFF地図に統合（土地改良情報や農業共済情報は引き続き技術的に検討中）
- **令和5年度**からは、農業委員会がタブレットで収集した**出し手・受け手の意向等の情報**をeMAFF地図に反映

【各台帳のeMAFF地図への統合の進捗状況】

- ・農地台帳：令和3年度中に全ての台帳が統合済
- ・水田台帳：令和3年度中に18協議会が統合済、令和5年度中に全協議会で統合予定)
- ・土地改良情報：技術的検討中
- ・農業共済情報：技術的検討中

# 農地情報のデジタル化の進捗状況

「令和2年度決算検査報告」（令和3年10月22日）で、更新率の低さを指摘

## 農地ナビの更新率※

※月1回以上、農地ナビのデータを更新している農業委員会の割合

平成31年4月～7月の月平均

約30%

令和3年4月時点

37.9%

令和3年12月時点

70%

## これまでの取組

### 【令和2年度までの取組】

＜全国農業会議所＞※下記の取組みは機構集積支援事業で措置

- 農業委員会の要望を踏まえたシステム改修
- SE派遣による住基・固定台帳との照合支援
- 各農業委員会の既存台帳から農地ナビへの情報自動反映支援

### ＜都道府県農業会議＞

- 各農業委員会に対するシステム操作研修

### 【更新率が低調な要因】

- システム上、一筆ごとにしか入力できない

- 年1回の研修しかないため、システム操作方法を習得できない。

左記取組を引き続き実施

### 【令和3年度からの取組】

#### ＜全国農業会議所・農林水産省＞

- Excelを活用して複数筆の情報をまとめて入力できる機能を追加

#### ＜都道府県農業会議＞

- 推進委員等に対するリモートによる操作支援、各農業委員会に対する巡回操作指導

※研修・操作支援等の取組のみでは更新作業が困難な農業委員会に対しては、全国農業会議所・農林水産省が代理入力